

改正

平成25年3月15日告示第4号

平成29年3月17日告示第6号

平成30年6月26日告示第45号

令和3年1月26日告示第4号

令和6年2月21日告示第8号

令和7年5月28日告示第60号

菰野町建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領

（目的）

第1条 この要領は、建設工事等の適正な施工を確保するため、競争入札参加の有資格業者の指名停止及び入札参加資格停止について必要な措置を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）並びに測量、土木・建築関係コンサルタント等に関する事業をいう。
- （2） 有資格業者 菰野町契約規則（平成18年規則第7号）第4条第4項の規定に基づき、競争入札参加資格者名簿に登録された建設工事等の業者をいう。
- （3） 町発注工事 菰野町が発注する建設工事等をいう。
- （4） 一般工事 三重県内で施工される町発注工事以外の建設工事等（民間の建設工事等を含む。）をいう。
- （5） 役員等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。
 - イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。
 - ウ 個人にあっては、その者及び支配人をいう。
- （6） 使用人 役員等以外の職員をいう。
- （7） 指名停止等 有資格業者が、別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の一に該当する場合に、別表各号に定めるところにより、期間を定め町発注

工事の指名及び入札参加資格を停止する措置をいう。

(8) 公共機関等の職員 刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に規定する国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。なお、特別法上公務員とみなされる場合を含む。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の私人を含む。

(9) 下請負人 建設工事等のうち、建設工事においては建設業法第2条第5項に規定する下請負人をいい、業務委託においては、受注者が業務の履行に当たって再委託する者をいう。

(10) 短期 別表各号に掲げる措置要件ごとに定める措置期間のそれぞれ最も短いものをいう。

(11) 長期 別表各号に掲げる措置要件ごとに定める措置期間のそれぞれ最も長いものをいう。

(指名停止等の決定機関)

第3条 町発注工事の施工（業務委託の履行を含む。以下同じ。）に係る指名停止等の決定は、菰野町競争入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮り、町長が決定する。

(指名停止等)

第4条 町長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止等を行うものとする。ただし、指名停止等の期間は、3年を超えることはできない。

2 町長が前項の規定により指名停止等を行ったときは、町発注工事の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止等に係る有資格業者又は当該指名停止等に係る有資格業者を構成員とする共同企業体を指名してはならない。当該指名停止等に係る有資格業者等を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

3 町長が第1項の規定により指名停止等を行ったときは、当該指名停止等に係る有資格業者等が町発注工事の契約につき落札決定を受け、契約が締結されていない場合においては、当該落札決定を取り消すことができる。

4 別表第2第7号に掲げる措置要件の一に該当し、第1項の指名停止等を行ったときは、当該指名停止等の有資格者等が町発注工事の契約につき契約を締結している場合は、契約を解除することができる。

5 一般競争入札を行うに際し、第1項の規定により指名停止等を行ったときは、町長は当該指名停止等に係る有資格業者を参加させてはならない。また、当該指名停止等に係る有資格業者の入札参加申請を受理している場合には、受理を取消し、当該有資格業者に取消しの通知をしなければならない。

(下請人及び共同企業体に関する指名停止)

第5条 町長は、前条第1項の規定により指名停止等を行う場合において、当該指名停止等の起因となる事由について責を負うべき有資格業者である下請人があるときは、当該下請人について、元請負人の指名停止等の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止等を併せ行うものとする。

2 町長は、共同企業体が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、前条の規定に準じて、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止等の起因となる事由について責を負わないと認められる者を除く。）について、情状に応じて期間を定め、指名停止等を併せ行うものとする。

(指名停止等の期間の特例)

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止等の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止等の期間有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止等の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期（別表第2第7号のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間）の2倍の期間とする。なお、下請負人について本項の規定に基づく加重措置を講じるときは、元請負人の指名停止等の期間を超えてその指名停止等の期間を定めることができる。ただし、有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止等を行う前のものである場合には、本項の規定に基づく加重措置の対象としない。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止等の期間中又は当該期間の満了後1か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号、第2号から第3号まで又は第7号の措置要件に係る指名停止等の期間満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第2第1号、第2号から第3号まで又は第7号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 町長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止等の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

- 4 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期（別表第2第7号のうち措置期間を固定している措置要件に該当することとなったときは当該措置期間）を超える指名停止等の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。
- 5 町長は、指名停止等の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止等の期間を変更することができる。
- 6 町長は、指名停止等の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止等を解除するものとする。
- 7 指名停止等の期間を算定するにあたり1か月未満の端数が生じる場合は、その端数は切り上げるものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止等の期間の特例）

第7条 町長は、第4条第1項の規定により指名停止等を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止等の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。なお、前条第2項の規定の対象となり、かつ、次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止等の期間の短期は、前条第2項を適用した後に、それぞれ別表各号に定める短期を加えた期間とする。

- （1）町発注工事の入札において、有資格業者が、菰野町談合情報対応マニュアルに基づく誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2号又は第3号に該当したとき。
- （2）別表第2第2号又は第3号に該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合に係る首謀者（独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- （3）別表第2第2号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。）。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）第3条第4項の規定に基づく町による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき。（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）

(5) 町又は他の公共機関等の職員が、公契約関係競売等妨害、談合又は入札談合等関与行為防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該職員の容疑に関し、別表第2第3号に該当する有資格業者が、発注者に対して不正行為の働きかけを行った場合等、特に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。）。

(事案の報告等)

第8条 町発注工事を発注する主務課長は、所掌する町発注工事について指名停止等を要すると認められる事案が発生したとき、又は指名停止等の期間を変更し、若しくは指名停止等を解除する必要があると認められるときは、別紙第1号様式に意見を付して審査会の会長に報告するものとする。

2 審査会の会長は、前項の報告があったときは、速やかに審査会の審議に付するものとする。

(指名停止等の通知及び報告)

第9条 町長は、指名停止等の措置（指名停止等期間の変更及び指名停止等の解除を含む。）を決定したときは、遅滞なく、当該有資格業者に対し、別紙第2号様式から第4号様式までにより通知するものとする。

(指名停止等の期間の始期)

第10条 指名停止等の期間の始期は、指名停止等の決定があった日の翌日とする。

2 指名停止の期間中の有資格業者について、別件として再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止を決定した日とし、再度通知するものとする。

(契約の相手方の制限)

第11条 町長は、指名停止等の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。

(災害時等の相手方の決定の特例)

第12条 町発注工事を随意契約により発注しようとする場合において、当該随意契約の理由が次の各号に該当し、あらかじめ町長の承認を受けたときは、前条の規定にかかわらず、指名停止等の

期間中の有資格業者と契約を締結することができる。

(1) 災害時の応急工事で、他の者に施工させ難いと認められるとき。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第6号若しくは第7号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号、第6号若しくは第7号に該当し、他の者に施工させ難いと認められるとき。

（下請負等の禁止）

第13条 指名停止等の期間中の有資格業者は、町発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該有資格業者が、指名停止等の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

2 有資格業者が、指名停止等の決定の日又は指名停止等の期間中に入札参加資格者名簿から抹消された場合は、当該指名停止等の期間の満了する日までは町発注工事の下請負人となることができないものとする。ただし、当該業者が、指名停止等の期間の始期前に契約締結したものについてはこの限りでない。

（指名停止等の業者が合併等をした場合の指名停止等の効果）

第14条 指名停止等の期間中の有資格業者の業務が、合併、営業譲渡等により他の有資格業者に受け継がれたときは、指名停止等の効果は、業務を受け継いだ有資格業者に継承されるものとする。

（指名停止等に至らない事由に関する措置）

第15条 町長は、指名停止等に至らない事由において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、第5号様式による書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（準用規定）

第16条 製造の請負、物品購入、業務委託その他の契約については、この要領を準用する。

（指名停止の公表）

第17条 町長は、第4条第1項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等を公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 菰野町建設工事等指名（入札参加資格）停止基準（平成13年要綱第9号）は、廃止する。

附 則（平成25年3月15日告示第4号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月17日告示第6号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年 6 月26日告示第45号）

この要綱は、平成30年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月26日告示第 4 号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月21日告示第 8 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月28日告示第60号抄）

（施行期日）

- 1 この告示は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この告示の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行後にした行為に対して、他の告示の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の告示の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第 2 条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の告示の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の告示の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

別表第 1（第 4 条関係） 三重県内で生じた事故等による措置基準

措置要件	措置期間
（虚偽記載）	

1 町発注工事の競争入札に係る申請書、届出書、資格確認資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月
(過失による粗雑工事)	
2 町発注工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき。	1 か月以上12か月以内
3 一般工事の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）と認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
(契約違反)	
4 町発注工事を落札したにもかかわらず、契約を締結しなかったとき。	2 か月以上12か月以内
5 第2号に掲げる場合のほか、町発注工事の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
(工事成績の不良)	
6 町発注工事の施工において、菰野町検査規程（平成25年告示第12号）に定める工事成績点の工事成績評定点計が、（1）に規定する点数であったとき又は（2）に規定する点数が前2年間に2回あったとき。 （1） 45点未満 （2） 45点以上60点未満	1 か月以上12か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	
7 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1 か月以上 3 か月以内

(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
9 町発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	1 か月以上 4 か月以内
10 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1 か月以上 2 か月以内
(その他)	
11 有資格業者が、三重県又は県内市町による資格（指名）停止の決定を受けたとき。	三重県又は県内市町が決定した期間

【備考】

1 一般工事における過失による粗雑工事の契約不適合の判断基準（第 3 号）

一般工事における過失による粗雑工事について、契約不適合と認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

2 事故に基づく措置の判断基準（第 7 号から第10号まで）

公衆損害事故又は工事関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止等を行わない。

ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる場合（公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）

イ 事故の原因が第三者の行為により生じたものであると認められる場合（適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）

3 町発注工事における安全管理措置の不適切の判断基準（第 7 号及び第 9 号）

町発注工事等における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として、アの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を受注者が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合

イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

4 一般工事における事故における安全管理措置の不適切の判断基準（第 8 号及び第10号）

一般工事における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

5 安全管理措置の不適切による措置期間の判断基準（第9号）

工事関係者に多数の死亡者を生じさせた場合は3か月、死亡事故及び多数の負傷者を生じさせた場合は2か月、負傷者を生じさせた場合は1か月を標準とし、過失が大きい場合、悪質である場合又は重大な結果を生じさせるなど社会的反響が大きいと認められる場合は、その程度に応じ、当該最長期間を限度として、1か月単位で加算するものとする。

別表第2（第4条関係） 不正行為等による措置基準

措置要件	措置期間
(贈賄)	
1 有資格業者の役員等又は使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 町職員に対する贈賄の場合	4か月以上24か月以内
(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合	3か月以上18か月以内
(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員に対する贈賄の場合	3か月以上12か月以内
(独占禁止法違反行為)	
2 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 町発注工事における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合	3か月以上12か月以内
(2) (1)以外における独占禁止法第3条又は第8条第1号違反の場合	1か月以上9か月以内
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
3 有資格業者の役員等又は使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(1) 町発注工事における公契約関係競売等妨害又は談合の場合	4か月以上12か月以内
(2) 県内に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件	2か月以上12か月以内

における公契約関係競売等妨害又は談合の場合	
(3) 県外に所在する他の公共機関等の職員が締結する調達契約案件における公契約関係競売等妨害又は談合の場合	1 か月以上12か月以内
(建設業法違反行為)	
4 建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 町発注工事における建設業法違反の場合	2 か月以上12か月以内
(2) 町発注工事以外における建設業法違反の場合	1 か月以上12か月以内
(不正又は不誠実な行為)	
5 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上12か月以内
6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 か月以上12か月以内
(暴力的不法行為等)	
7 次の(1)から(6)のいずれかに該当するものとして関係行政機関から通報があり、又は次の(7)から(11)のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	次の(1)から(6)の措置期間については、指名停止等の期間の始期から当該期間を経過し、契約の相手方として適当と認められる状態となるまで。
(1) 有資格業者の役員等が、菰野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年要綱第5号)(以下「暴排要綱」という。)第2条第9号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。	24か月

(2) 有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴排要綱第2条第8号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。	12か月
(3) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴排要綱第2条第10号に規定する暴力団関係法人等（以下「暴力団関係法人等」という。）に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	9か月
(4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。	6か月
(5) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	3か月
(6) 有資格業者の役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係法人等であると知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	6か月
(7) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が、業務に関し、暴力行為を行ったと認められるとき。	1か月以上12か月以内
(8) 有資格業者が、町発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表第1に掲げる一に該当する者と知りながら、その者を下請負人又は再受託者としていたとき。	3か月以上6か月以内
(9) 有資格業者が、町発注工事の契約を履行するに当たり、暴排要綱別表第2に規定する資材販売業者等又はその役員等が暴排要綱別表第1に掲げる一に該当する者と認められると知りながらその者から資材を購入し、又は施設若しくは廃棄物処理業者を使用したとき。	3か月以上6か月以内
(10) 有資格業者が、町発注工事の契約を履行するに当たり、町長が暴排要綱第5条第4項又は第6条第4項の規定に基づき、当該有資格業者に対し又は当該有資格業者を通じて暴排要綱第2条第5号に規定する下請負人等又は資材販売業者等との契約の解除を求めたにもかかわらず、当該有資格業者がこの要求に従わなかったとき。	3か月以上6か月以内

(11) 有資格業者が、町発注工事に関し、暴力団関係者による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。	1 か月
--	------

【備考】

1 「業務」について（第2号、第5号及び第7号）

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。

2 独占禁止法違反行為（第2号）

(1) 独占禁止法に違反した場合は、次のアからオまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止等を行う。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

オ その他、公正取引委員会より違反事業者として公表されるなど独占禁止法違反の事実を確認したとき。

(2) 独占禁止法違反行為の措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止等の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、指名停止等の期間が別表第2第2号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第6条第3項の規定を適用するものとする。

3 建設業法違反行為（第4号）

建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいう。

ア 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 建設業法の規定に違反し、許可行政庁から監督処分を受けた場合

4 不正又は不誠実な行為（第5号）

業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格業者若しくは有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に

関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 町発注工事に関して、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

5 「暴力行為」について（第7号(7)）

「暴力行為」とは、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、業務に関し暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合をいう。

別紙

第1号様式（その1）（第8条関係）

第 年 月 日 菰野町競争入札参加資格審査会 会長 様 課(室)長 印	
建設工事等事故発生報告書	
商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	大臣 特定 一般 知事 特定 一般 第 号
営業所所在地	
関係工事名	
工事箇所	
発生年月日	
発生場所	
(内容)	

第1号様式（その2）（第8条関係）

第 年 月 日 号 日 印 課(室)長 様 会長 菰野町競争入札参加資格審査会 契約等事故発生報告書	
商号又は名称	
代表者氏名	
契 約 名 (業 務 名)	
納 入 場 所 (履行場所)	
契 約 内 容	
発 生 年 月 日	
発 生 場 所	
(内容)	

第 年		月	号 日
商号又は名称 代表者氏名			
菰野町長			
指名停止通知書			
下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知します。 今後このような事態が生ずることのないよう十分注意してください。			
記			
指名停止の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
指名停止の理由			

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

様

菰野町長

指名（入札参加資格）停止期間変更通知書

年 月 日付 第 号をもって、下記の競争契約に係る指名（入札参加資格）停止を通知したところであるが、このたび下記のとおり当該指名（入札参加資格）停止の期間変更が決定したので通知する。

記

1. 変更の理由

2. 従前の指名（入札参加資格）停止の期間

3. 変更後の指名（入札参加資格）停止の期間

4. 変更決定年月日

第4号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

菰野町長

指名（入札参加資格）停止解除通知書

年 月 日付 第 号をもって、下記の競争契約に係る指名（入札参加資格）停止を通知したところであるが、このたび当該指名（入札参加資格）停止を下記のとおり解除したので通知する。

記

1. 解除の理由

2. 解除年月日

第 年 月 日 号

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

菰野町長

指名（入札参加資格）停止措置要件に該当する疑いのある事実に対する警告（注意）書

年 月 日に（指名停止の措置要件に該当する疑いがある事実を簡明に記載）が発生したところでありますが、今後は再度係る事態が生ずることがないように十分注意するよう警告（注意）します。

なお、当該指名（入札参加資格）停止措置要件に該当する疑いのある事実に対し、具体的な改善の措置等講じて（た場合には、）報告して下さい。

記

指名（入札参加資格）停止措置要件に該当する疑いのある事実